平成２２年（フ）第３９１号
福岡県中間市朝霧１丁目15番21号
債務者　山本　典子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿児島市吉野町1744番地４
債務者　大田　広幸
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
鹿児島県鹿児島市上之園町31番地５
債務者　金丸　修司
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
鹿児島県鹿児島市城西１丁目９番７号
債務者　八田野素子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町30番２号
債務者　江口　哉美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目17番12号　牧荘205号
債務者　尾ノ上治男
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
鹿児島県鹿児島市稲荷町34番18―206号
債務者　樋口　昌子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２６号
鹿児島県指宿市西方2354番地６
債務者　鶴田　義一
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第３１号
鹿児島県指宿市大牟礼４丁目15番24号
債務者　木原　千秋
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第３２号
鹿児島県指宿市池田334番地
債務者　下村　鶴吉
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第４２号
鹿児島県鹿屋市串良町有里3722番地２
債務者　宮元　和治
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
沖縄県那覇市久米１丁目８番17号　ステラ・ルシェンテ久米406、住民票上の住所沖縄県那覇市小禄５丁目15番地12　コートシャルマン405清水磨男方
債務者　清水須満子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０４号
北海道苫小牧市船見町２丁目11番11号　白瀬アパートＣ－１
債務者　源津　匡広
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６７号
宮城県石巻市丸井戸１丁目３番40号
債務者　佐藤　邦子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
宮城県石巻市大手町４番22号
債務者　小松　洋生
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
秋田市新屋栗田町１番13―14号
債務者　関谷　亮子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３７号
秋田市広面字堤敷５番地20
債務者　山畠　聡弥
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６８号
秋田県南秋田郡五城目町馬場目字中屋敷13番地
債務者　佐藤　幸喜
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部